

特定事業所集中減算の計算の考え方について

利用者 法人	株式会社エヒメ		株式会社新居浜
	エヒメ訪問介護事業所	ニイハマ訪問介護事業所	新居浜ヘルパーステーション
一色	○		○
二神	○		○
三田	○		○
四宮	○		○
五木	○		○
六本木	○		
七瀬	○	○	
八代		○	
九条		○	
十津川		○	
合計	7	4	5

ケアプラン作成数：10件

紹介法人：2法人（株式会社エヒメ及び株式会社新居浜）

紹介事業所数：3事業所（エヒメ訪問介護事業所、ニイハマ訪問介護事業所、新居浜ヘルパーステーション）

上記の場合は、ケアプラン数10件に対して株式会社エヒメという法人に対して10件の紹介（エヒメ訪問介護事業所及びニイハマ訪問介護事業所）、株式会社新居浜という法人に対して5件の紹介（新居浜ヘルパーステーション）となります。

つまり、株式会社エヒメに対する紹介率は $10 / 10 \times 100 = 100\%$ の紹介率となります。

株式会社新居浜に対する紹介率は $5 / 10 \times 100 = 50\%$ の紹介率となります。

同一ケアプランに複数事業所の紹介をしても分母は増えませんので注意してください。